

# エディトリアル

## 地域医療で活躍する薬剤師

東京ベイ・浦安市川医療センター 副管理者 木下順二

コメディカルの中でも重要な一翼を担う薬剤師。今回の特集では、地域病院、基幹病院、保険薬局そしてプライマリ・ケアのゲートキーパーとしての町中の薬局など、地域のさまざまな場面で活躍している薬剤師の方々にご執筆いただいた。現場が異なれば、仕事の内容も大きく異なっているが、より良いケアという目標は同じである。来るべき超高齢化社会に向けて、国は地域包括ケアを提唱しているが、その鍵となるのは多職種連携である。地域の薬剤師の現在そして将来の活動を知ること、医薬品を取り巻く状況について理解を深めることは、実のある多職種連携にとって大変重要である。

2006年から薬学部は6年制となり、さらに専門性を高めるための専門薬剤師、認定薬剤師といった資格制度も始まっている。

2009年の改正薬事法により、一般用医薬品の類別が定められ、登録販売者という新たな資格も生まれた(坂口論文参照)。登録販売者はセルフメディケーション推進を目的に作られた資格だが、受験時に必要な実務経験証明書の偽造などの不正が多数発覚し社会問題化した。そのため平成27年度からは受験資格を緩和する一方、試験合格の前後5年間に通算2年間の実務経験を義務化した。平成24年度まで販売従事登録をした登録販売者は12万人以上となり、第二類、第三類の一般用医薬品の販売に従事している。

2016年4月の診療報酬改定で「かかりつけ薬剤師」制度が始まった。医療機関ごとに異なる門前薬局で調剤を受けるような、形ばかりの医薬分業を是正し、「一患者に対して一薬剤師が対応する形」を目指すものである。調剤報酬の中でもポリファーマシーの是正などが評価対象となった(鄭論文参照)。

一方で、処方医と薬剤師の間のコミュニケーションは十分に取れているとは言えない。疑義照会が薬剤師の義務であると理解していない医師も多い。院外調剤の場合、病名、病状、検査結果、説明内容、処方意図といった服薬指導上重要な情報が共有されていないという根本的な問題がある。

谷口論文では、法により厳密で複雑な定めのある麻薬の取り扱いについて詳細な解説をいただいた。在宅患者さんへの麻薬処方や自宅や介護施設での麻薬の管理などで困った経験をされた医師も多いと思われる。ぜひ参考にさせていただきたい。